

平成15年2月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明
	「予算案」 33 件	
1	平成15年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成15年度秋田市土地区画整理会計予算の件	○資料別紙
3	平成15年度秋田市市有林会計予算の件	○資料別紙
4	平成15年度秋田市市営墓地会計予算の件	○資料別紙
5	平成15年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	○資料別紙
6	平成15年度秋田市農業集落排水会計予算の件	○資料別紙
7	平成15年度秋田市大森山動物園会計予算の件	○資料別紙
8	平成15年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	○資料別紙
9	平成15年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	○資料別紙
10	平成15年度秋田市老人保健医療事業会計予算の件	○資料別紙
11	平成15年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	○資料別紙
12	平成15年度秋田市介護保険事業会計予算の件	○資料別紙
13	平成15年度秋田市病院事業会計予算	○資料別紙

	の件	
14	平成15年度秋田市水道事業会計予算 の件	○資料別紙
15	平成15年度秋田市交通事業会計予算 の件	○資料別紙
16	平成15年度秋田市下水道事業会計予 算の件	○資料別紙
17	平成14年度秋田市一般会計補正予算 (第8号)の件	○資料別紙
18	平成14年度秋田市土地区画整理会計 補正予算(第4号)の件	○資料別紙
19	平成14年度秋田市市有林会計補正予 算(第1号)の件	○資料別紙
20	平成14年度秋田市市営墓地会計補正 予算(第1号)の件	○資料別紙
21	平成14年度秋田市中央卸売市場会計 補正予算(第2号)の件	○資料別紙
22	平成14年度秋田市農業集落排水会計 補正予算(第2号)の件	○資料別紙
23	平成14年度秋田市大森山動物園会計 補正予算(第3号)の件	○資料別紙
24	平成14年度秋田市土地取得会計補正 予算(第1号)の件	○資料別紙
25	平成14年度秋田市廃棄物発電会計補 正予算(第1号)の件	○資料別紙
26	平成14年度秋田市国民健康保険事業 会計補正予算(第2号)の件	○資料別紙
27	平成14年度秋田市老人保健医療事業 会計補正予算(第2号)の件	○資料別紙
28	平成14年度秋田市母子寡婦福祉資金	○資料別紙

	貸付事業会計補正予算（第1号）の件	
29	平成14年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
30	平成14年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
31	平成14年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
32	平成14年度秋田市交通事業会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
33	平成14年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
	「 条 例 案 」 22 件	
34	秋田市部設置条例の一部を改正する件	○改正理由 総務部、財政部、建設部および都市開発部の所管業務を再編し、合併推進局を新設するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 総務部の所管する業務から工事の検査に関することを削ることとする。 2 財政部の所管する業務から財産の管理に関することを削ることとする。 3 建設部の所管する業務から市営住宅に関することを削ることとする。 4 都市開発部を都市整備部に改めるとともに、その所管する業務に住宅整備に関することを加え、また、都市開発および区画整理に関することを市街地整備に関することに改めることとする。 5 合併推進局を新設し、その所管する業務を定める。 ○施行期日 平成15年4月1日から
35	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 日本郵政公社法（平成14年法律第97号）の施行等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨

		条例中の用語「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改めるとともに、規定の整備を行う。 ○施行期日 平成15年4月1日から。改正後の条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用する旨の経過措置を規定する。
36	秋田市市税条例の一部を改正する件	○改正理由 中間法人を法人市民税の減免の対象にするとともに、固定資産税の減免の申請を要しない者を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 法人市民税の減免の対象に、中間法人法に規定する中間法人を加えることとする。 2 前年度に固定資産税の減免を受け、当該年度も引き続き減免事由に変更がないことが明らかである場合に限り減免申請書の提出を免除することとする。 ○施行期日 平成15年4月1日から
37	秋田市法定外公共物管理条例を設定する件	○設定理由 法定外公共物の管理および使用料について定めるため、設定しようとするもの ○要旨 1 法定外公共物を、本市が所有し、一般の公共の用に供している道路、河川、水路等のうち、道路法、河川法その他の法令に管理に関し特別の定めのないものと定義する。 2 何人も、法定外公共物を損傷する等の行為をしてはならないこととする。 3 法定外公共物の敷地の使用等の行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならないこととする。 4 市長は、使用者から使用料を徴収することとし、その額、徴収方法等について定める。 5 使用者は、市長の許可を受けない限り、許可によって生じた権利の譲渡等を行うことができないこととする。 6 相続人等の使用者の一般承継人は、その地位を承継することとする。

		7 使用者は、法定外公共物の機能、構造に支障が生じないようにしなければならないこととする。 8 使用者は、使用許可の期間が満了したとき等は、法定外公共物を原状に回復しなければならないこととする。 9 市長は、この条例の規定に違反している者等に対し、使用許可の取消し等の処分をすることができることとする。 10 市長は、条例の施行に必要な限度において、職員に立入調査させることができることとする。 11 法定外公共物を損傷する行為をした者等に対し、5万円以下の過料を科すこととする。 ○施行期日 平成15年4月1日から。本市が国から法定外公共物の譲与を受ける際現に秋田県知事の許可を受けて法定外公共物を使用している者に関する経過措置を規定する。
38	秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附により用途を廃止した財産等の譲与又は減額譲渡について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 次の場合は、財産を譲与又は時価よりも低い価額で譲渡できることとする。 (1) 寄附に係る財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人等に譲渡するとき。 (2) 公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内においてその寄附者又はその相続人等に譲渡するとき。 ○施行期日 公布の日から
39	秋田市国民体育大会運営基金条例を設定する件	○設定理由 国民体育大会運営基金を設置するため、設定しようとするもの

		○ 要旨 1 第62回国民体育大会において、本市で開催される競技会の運営および運営の準備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置することとする。 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とし、その他基金の管理、運用益金の処理、処分等について定める。 ○ 施行期日 平成15年4月1日から
40	秋田市公民館設置条例の一部を改正する件	○ 改正理由 中央公民館の移転に伴い、位置を改めるため、改正しようとするもの ○ 改正要旨 中央公民館の位置を大町二丁目3番27号（秋田ニューシティビル内）に改める。 ○ 施行期日 平成15年11月1日から
41	秋田市女性学習センター条例の一部を改正する件	○ 改正理由 女性学習センターの移転に伴い、位置を改めるとともに、中央公民館と連携して生涯学習の機会の充実を図るため、改正しようとするもの ○ 改正要旨 女性学習センターの位置を大町二丁目3番27号（秋田ニューシティビル内）に改めるとともに、規定の整備を行う。 ○ 施行期日 平成15年11月1日から
42	秋田市児童館設置条例の一部を改正する件	○ 改正理由 桜児童センターを設置するため、改正しようとするもの ○ 改正要旨 桜児童センターを、桜台一丁目1番3号に設置する。 ○ 施行期日 平成15年4月1日から
43	秋田市太平山自然学習センター条例を設定する件	○ 設定理由 太平山自然学習センター（以下「自然学習センター」という。）の設置、使用料等について定めるため、設定しようとするもの ○ 要旨 1 宿泊を伴う集団生活、自然体験、創作

的活動等の野外活動を通じて、青少年の心身の健全な育成および市民の生涯学習の推進を図るため、自然学習センターを秋田市仁別字マンタラメ227番地1に設置することとする。

2 自然学習センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないこととする。

3 使用の許可を受けた者は使用料を納付しなければならないこととし、その額等は次のとおりとする。

(1) 宿泊使用

施設の 種類	区分	単位	金額
宿泊室		1室1泊につき	6,700円
	市民が使用する 場合	一般	1人1泊につき
		小学生および中学生	750円
	市民以外の者が 使用する場合	一般	2,100円
		小学生および中学生	1,050円
テント		1張1泊につき	700円
	市民が使用する 場合	一般	1人1泊につき
		小学生および中学生	400円
	市民以外の者が 使用する場合	一般	200円
		小学生および中学生	500円
浴室		1人1回につき	250円
			100円

備考

- 1 宿泊使用とは、午前10時から翌日の午前9時までの使用をいう。
- 2 宿泊室を使用する場合の使用料の額は、1室当たりの使用料に使用する室数を乗じて得た額と1人当たりの使用料に使用する人数を乗じて得た額との合算額とする。
- 3 宿泊室を使用して宿泊する者が、研修スペース、食堂および浴室、大屋根広場およびワークショップならびに炊事棟を使用する場合の使用料は、それぞれ無料とする。
- 4 テントを使用する場合の使用料の額は、1張当たりの使用料に使用する数を乗じて得た額と1人当たりの使用料に使用する人数を乗じて得た額との合算額とする。
- 5 テントを使用して宿泊する者が、大屋根広場および炊事棟を使用する場合の使用料は、それぞれ無料とする。
- 6 テントを使用して宿泊する者が、宿泊室（その使用が、宿泊以外の目的で使用する場合に限る。）、研修スペースおよび食堂（その使用が、食事以外の目的で使用する場合に限る。）ならびにワークショップを使用する場合の使用料の額は、日帰り使用に係る使用料の額と同額とする。

(2) 日帰り使用

使用することができる施設の種類の	単位	金額
------------------	----	----

本館	宿泊室	1人1時間につき	100円
	研修スペース	1時間につき	800円
	食堂		600円
大屋根研修棟	大屋根広場		1,200円
	ワークショップ		500円
炊事棟			300円

備考

- 1 日帰り使用とは、午前9時から午後6時までの使用をいう。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数があるときは当該端数を1時間に切り上げる。

4 教育委員会は、善良の風俗をみだすとき等は、自然学習センターの使用を制限等をできることとする。

5 原状回復の義務および損害賠償の義務について定める。

6 教育委員会の諮問に応じ、自然学習センターの運営に関し必要な事項を協議するため、太平山自然学習センター運営協議会を設置することとする。

7 大森山少年の家設置条例および藤倉山の家設置条例を廃止する。

○施行期日 平成15年8月22日から。ただし、使用の許可に関する規定は同年5月1日から

44 秋田市福祉授産所設置条例を廃止する件

○廃止理由

福祉授産所を廃止するため、廃止しようとするもの

○施行期日 平成15年4月1日から

45 秋田市介護保険条例の一部を改正する件

○改正理由

保険料率の適正化を図るとともに、電子計算組織に係る要介護者等の記録の開示請求ができる者の範囲を改めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 平成15年度から17年度までの保険料率を次のとおりとする。

(1) 介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者（被保護者等）

22,944円（現行 20,718円）

(2) 同項第2号に掲げる者（市町村民税世帯非課税者等）

34,416円（現行 31,077円）

		(3) 同項第3号に掲げる者（市町村民税非課税者等） 45,888円（現行 41,436円） (4) 同項第4号に掲げる者（合計所得金額が基準所得金額未満である者等） 57,360円（現行 51,795円） (5) 同項第5号に掲げる者（(1)から(4)のいずれにも該当しない者） 68,832円（現行 62,154円） 2 電子計算組織に記録されている要介護者等の個人情報の開示請求をすることができる者に、痴呆対応型共同生活介護および特定施設入所者生活介護の事業者を加えることとする。 ○施行期日 平成15年4月1日から。ただし、2については公布の日から。改正後の保険料率は、平成15年度以後の年度分の保険料から適用する旨の経過措置を規定する。
46	秋田市公害防止条例の一部を改正する件	○改正理由 嗅覚測定法による悪臭対策の強化を図るため、改正しようとするもの ○改正要旨 市長は、食料品製造工場、飲食店等の事業場において悪臭が発生しているおそれがあり、かつ、周辺の生活環境を損なうと認められるときは、当該事業場の敷地の境界線の地表における大気の臭気指数を測定し、その臭気指数が別に定める値を超えるときは当該事業場を設置している者に対し必要な指導等を行うこととする。 ○施行期日 平成15年10月1日から
47	秋田市自然環境保全条例を設定する件	○設定理由 自然環境の保全等について必要な事項を定めるため、設定しようとするもの ○要旨 1 総則関係 (1) この条例は、自然環境の保全、回復および創出（以下「自然環境の保全等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、優れた自然環境および市民が親しむことのできる身近で良好な自然環境を確保することを目的とする

こととする。

- (2) 市長は、自然環境の保全等に関する知識の普及および思想の高揚を図ること等について具体化のための措置を講ずる責務を有することとする。
- (3) 事業者は、自然環境の保全等のための必要かつ適切な措置を講ずるとともに、市が行う施策に協力すべきこととする。
- (4) 市民は、自然環境の保全等に関する施策に協力するとともに、自ら進んで自然環境の保全等に努めなければならないこととする。
- (5) 市長は、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）との協働による自然環境の保全等に関する活動が効果的に行われるようにするため、自然環境の保全等に関する指導者の養成、教育および学習の推進等に努めることとする。

2 自然環境保全地区関係

- (1) 市長は、自然環境を保全すべき区域を自然環境保全地区として指定することができることとし、指定しようとするときは、あらかじめ環境審議会ならびに当該土地の所有者等の意見を聴かなければならないこととする。
- (2) 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、当該自然環境保全地区における自然環境の保全のための計画を定め、これを告示することとする。
- (3) 自然環境保全地区内において、建築物その他の工作物の新築等の市長の許可を受けなければ行ってはならない行為（以下「制限行為」という。）を定め、許可に当たっては、当該自然環境保全地区における自然環境の保全等のために必要な限度において、条件を付することができることとする。
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為等については、市長の許可を要しないこととする。
- (5) 市長は、許可なく制限行為を行った者等に対し、行為の中止等を命ずることができることとする。

3 市民活動計画関係

(1) 市民等は、一定の区域内において自然環境の保全等のために自主的な活動を行う計画を定め、当該計画を自然環境市民活動計画(以下「市民活動計画」という。)として認定することを市長に対して求めることができることとする。

(2) 市長は、当該計画が自然環境の保全等に寄与するものであると認めるときは市民活動計画として認定することとし、認定したときは、これを公表し周知を図ることとする。

4 自然環境の保全等に係る配慮関係

(1) 市長は、自然環境に影響を与える事業を行おうとする者が配慮すべき自然環境配慮指針を定めることとし、定めようとするときはあらかじめ、環境審議会の意見を聴くこととする。

(2) 自然環境に影響を与える事業を行おうとする者は、自然環境配慮指針で定めるところにより、自然環境に配慮するよう努めなければならないこととする。

5 開発行為の届出関係

(1) 自然環境保全地区等の区域外の区域において、規則で定める開発行為をしようとする者は、市長にその旨を届け出なければならないこととする。

(2) 市長は、自然環境の保全等のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して必要な助言等を行うことができることとする。

6 移入種の放逐等の禁止

何人も、市内の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を与えるおそれのある移入種を放ち、又は植栽し、もしくはその種子をまいてはならないこととする。

7 その他

(1) 市長は、自然環境の保全等および動植物の保護に関する知識の普及および活動を推進するため、自然環境保全活動推進員を置くことができることとする。

(2) 市長は、自然環境の保全等に寄与し

		ていると認められる個人、団体、企業等を表彰できることとし、表彰をした場合は、その旨を公表することとする。 (3) 市長は、自然環境の保全等のため必要があると認めるときは、予算の範囲内で費用等の一部を助成その他の支援をすることができることとする。 (4) 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に立入調査をさせることができることとする。 (5) 制限行為について市長の許可を得ることができないため損失を受けた者等に対して、通常生ずべき損失を補償することとする。 8 罰則関係 (1) 自然環境保全地区内における行為の制限、許可条件又は中止等の命令に違反した者は10万円以下、立入調査を拒む等をした者は5万円以下の罰金に処することとする。 (2) 法人の代表者等が当該法人等の業務に関し(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人等に対しても罰金刑を科することとする。 9 公園都市秋田市をつくる条例を廃止する。 ○施行期日 平成15年4月1日から。公園都市秋田市をつくる条例の廃止に伴う罰則に関する経過措置を規定する。 ○設定理由 旅館業法施行令の一部改正（平成14年政令第329号）に伴い、施設の構造設備の基準を定めるため、設定しようとするもの ○要旨 旅館等の施設の構造設備の基準を次のとおり定める。 1 入浴設備 (1) 浴室および脱衣室は、入浴設備の外部から見通すことができない構造とすること。 (2) 洗い場の床および浴槽は、耐水性を有する材料で築造すること。 (3) 浴室には、上がり用湯又は上がり用水を供給する設備を設けること。
48	秋田市旅館業法施行条例を設定する件	

		(4) 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。 2 便所には、収用定員に応じた適当な数の大便器および小便器（大便器を兼ねるものを含む。）を設けること。 3 簡易宿所営業にあっては、1 および2のほか、次のとおりとする。 (1) 階層式寝台を有する場合は、上段と天井の間隔は、上段と下段の間隔以上とすること。 (2) 共同炊事場又は共同洗濯場を設ける場合は、次のとおりとすること。 ア 自炊客の需要を満たすことができる十分な広さとし、適当な調理又は洗濯の設備を備えること。 イ 床は、耐水性を有する材料で築造すること。 4 下宿営業にあっては、1 および2のほか、次のとおりとする。 (1) 客室の数は、3室以上とすること。 (2) 客室には、寝具およびその他の物品を保管することができる設備又は場所を設けること。 ○施行期日 平成15年4月1日から
49	秋田市と畜場法施行条例を設定する件	○設定理由 と畜場法施行令の一部改正（平成14年政令第329号）に伴い、一般と畜場の構造設備の基準を定めるため、設定しようとするもの ○要旨 一般と畜場の構造設備の基準を次のとおり定める。 1 更衣室および畜検査員の事務室を設けること。 2 獣畜および枝肉を運搬する用具ならびに獣畜を洗浄する設備を設けること。 ○施行期日 平成15年4月1日から
50	秋田市精神障害者小規模作業所条例を設定する件	○設定理由 精神障害者小規模作業所（以下「作業所」という。）の設置および管理について定めるため、設定しようとするもの ○要旨 1 在宅の精神障害者に対し、通所により

		作業訓練、生活指導等を行うことにより、その自立および社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図るため、作業所を設置することとする。 2 作業所の名称および位置は、次のとおりとする。 (1) のぞみ共同作業所 八橋南一丁目 8 番 2 号 (2) 南浜共同作業所 新屋南浜町 7 番 10 号 3 作業所は、作業訓練に関すること、生活指導に関すること等を事業として行うこととする。 4 作業所を使用できる者は、次のいずれにも該当する在宅の精神障害者とする。 (1) 市内に居住している者であること。 (2) 病院等に通院し、精神障害の医療を受けている者であること。 (3) 作業所の使用について、主治医が適当と認める者であること。 5 作業所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。 6 市長は、管理上支障があるとき等は、作業所の使用の制限等を行うことができることとする。 ○施行期日 平成15年 4 月 1 日から。ただし、使用の許可に関する規定は公布の日から
51	秋田勤労者体育センター条例の一部を改正する件	○改正理由 勤労者体育センターの管理を財団法人秋田市勤労者福祉振興協会に委託するため、改正しようとするもの ○改正要旨 勤労者体育センターの管理を（財）秋田市勤労者振興協会に委託することとする。 ○施行期日 平成15年 4 月 1 日から
52	秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 都市計画法施行令の一部改正（平成14年政令第329号）に伴い、許可の対象となる市街化調整区域における開発行為の規模を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨

		許可の対象となる市街化調整区域における開発行為の規模を５ヘクタール以上とする。 ○施行期日 平成15年４月１日から
53	秋田市地域下水道条例の一部を改正する件	○改正理由 ヴァンベール大平台地域下水道を設置するため、改正しようとするもの ○改正要旨 ヴァンベール大平台地域下水道の位置および処理区域は、次のとおりとする。 位 置 大平台二丁目９番地１ 処理区域 大平台一丁目から三丁目までの全域 ○施行期日 平成15年４月１日から。条例の施行の際現にヴァンベール大平台地域下水道を使用している者についての経過措置を規定する。
54	秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件	○改正理由 建築基準法の一部改正（平成14年法律第85号）に伴い、容積率、建ぺい率等の特例の許可申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 １ 新たに加える手数料 (1) 建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料 (2) 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 (3) 地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料 (4) 敷地内に広い空地を有し、かつ、総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 (5) 既存建築物を前提とした総合的設計により建築され、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 (6) 同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

55 秋田市消防団員の定員および任免に	(7) 同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料 (8) 前面道路の特例認定申請手数料 (9) 壁面線又は壁面の位置の制限の特例認定申請手数料 2 地区計画等の整理・統合に伴い新設する手数料 (1) 再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 (2) 再開発促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 (3) 地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 (4) 区域の特性に応じた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 3 地区計画の整理・統合に伴い廃止する手数料 (1) 地区計画の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 (2) 地区計画の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 (3) 住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 (4) 再開発地区計画の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 (5) 再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 ○ 施行期日 平成15年4月1日から ○ 改正理由
----------------------------	--

	関する条例の一部を改正する件 消防団員の定員を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 消防団員の定員を1,544人(現行1,604人)とする。 ○施行期日 平成15年4月1日から 「単行案」 5 件	
56	秋田市行政の基本構想を変更する件 1 名 称 第10次秋田市総合計画 2 基本理念 しあわせ実感 緑の健康文化都市 緑豊かな住みよい都市環境のもと、全ての市民が快適にすごし、豊かな生活をおくり、安全・安心に暮らし、生きがいとゆとりを持って生き、活気に満ちて活動するまちをつくる。また、県都・中核市として、適切に都市機能が集積し、商工業や芸術文化、福祉、医療、教育、観光サービスなど広範な分野で力強く地域を牽引する高次集積都市・先進都市をめざす。そして、市民一人ひとりの笑顔が見え、しあわせを実感できる緑の健康文化都市を実現する。 3 将来都市像 (1) 環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち (2) 豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち (3) 安心して健康にすごす助け合いのまち (4) 可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち (5) 自ら考え主体となって参加する開かれたまち 4 基本理念達成のための重点テーマ (1) 県都としての高次集積都市の実現 (2) 少子長寿社会への対応 (3) 環境と調和したまちづくりの推進 (4) 男女共生を踏まえた市民共生社会の実現 (5) 地方分権推進による市民主体の都市個性づくり (6) 秋田の将来を担う人づくり (7) IT革命に伴う社会変化への対応 5 計画期間 平成15年度(2003年度)～平成22年度(2010年度)	
57	包括外部監査契約を締結する件 ○平成15年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の始期 平成15年4月1日 ・契約の金額 16,500,000円を上限とする額 ・費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払いとし、ただし執務費用および実費は概算払いすることができるもの ・契約の相手	

		住所 千葉県松戸市高塚新田141番地の82 氏名 佐藤 武志 資格 会計検査院において会計検査に関する行政事務に10年以上従事
58	市道路線を廃止する件	○ 起点、終点等が変更になった市道路線を整理するため、廃止しようとするもの ・ 廃止路線 3路線 延長 2, 454, 60m
59	市道路線を認定する件	○ 宅地造成に伴い新設された道路等を市道路線として認定しようとするもの ・ 認定路線 43路線 延長 7, 153, 40m
60	秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更に関する件	○ 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の変更および共同処理する事務に係る地方公共団体の変更に伴い、組合理約の一部を変更するため、議会の議決を求めるもの
	「追加提案」	
	「人事案」 7件	
61	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	
62	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	
63	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	
64	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	
65	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	
66	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	
67	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	

